

仕様書

1 目的

この業務は、広島市立病院機構広島市立広島市民病院（以下「病院」という。）歯科及び口腔外科における歯科技工を円滑に行うため、実施するものである。

2 定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めたとおりである。

- (1) 平日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び8月6日並びに12月29日から1月3日を除く日
- (2) 休日 平日以外の日

3 業務内容

受注者は、次に掲げるとおり、発注者の依頼に基づき、成果品を作成し、発注者に納品すること。

なお、発注者の依頼は、歯科技工士法に基づく歯科技工指示書によるものとする。

(1) 実施場所

この業務のうち、歯科技工書の受領及び成果品の納品は、東棟2階歯科外来で実施すること。

(2) 成果品の品目及び数量

この業務で取り扱う成果品の品目及び年間の実施予定数量は概ね別紙1及び2のとおりである。ただし、患者数の増減その他の理由により、多少の変動があることに留意すること。

(3) 貴金属の取扱い

この業務で取り扱う成果品の作成に必要な材料のうち、次に掲げる貴金属については、発注者が受注者に支給するものとする。

なお、善良なる管理者の注意をもって当該貴金属を管理し、在庫が不足するときは、余裕をもって発注者に報告すること。

ア 20金

イ 18金

ウ 14金

エ 金パラジウム合金

オ 銀合金

カ チタン

キ コバルトクロム

ク クリスタルハード

(4) 納品

ア 次の各号に掲げる作業に係る成果品の納期は、それぞれ当該各号に定めるとおりである。

(ア) 歯冠修復作業 原則として中5日後

(イ) 補綴物作成作業 別途指示するものとする。

イ 納品時は、発注者の検査を受けること。

ウ 前項の検査の結果、不合格となる成果品があったときは、再度成果品を作成し、発注者の再検査を受けること。

4 費用負担

この業務の実施に必要な経費は、受注者が負担すること。ただし、3(3)に掲げる貴金属については、発注者が負担するものとする。

5 業務実施報告書

受注者は、広島市立病院機構契約約款第12条に定める業務実施報告書に、別紙に掲げる成果品の品目毎に月間の納品数量及び3(3)に掲げる貴金属の月間の使用量及び残存量を記載し、翌月10日（3月分は3月31日）までに発注者に提出すること。

6 その他

(1) 受注者は、歯科技工士法その他関係法令を遵守し、この業務を実施すること。

(2) この仕様書に定めのない事項又は疑義のある項目については、発注者及び受注者の協議により、その取扱いを決定するものとする。保険適用対象の変更その他の理由により、別紙に掲げる成果品の品目に変更を要する場合も、同様とする。